

令和7年10月29日

長野県健康福祉部長様

社会福祉法人

長野県身体障害者福祉協会

理事長 塩原敬治

要望書

当協会の活動に対しては、日頃から格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

また、障害者福祉の充実に向けご尽力されていることに関し、深く敬意と感謝を申し上げます。

令和4年に「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」制定（全部施行）され、3年が経過したところですが、これまで以上に、障がいのある人とない人が互いに理解を深めていただくための周知活動が重要だと感じております。

すべての県民が尊重され、支えあうことができる長野県の実現に向けて更なる県行政の取り組みを要望いたします。

1 信州パーキング・パー米ット制度に係る利用証の有効期間について

信州パーキング・パー米ット制度については、利用証が車いす使用者でも、車いす使用者以外であっても同様に、信州パーキング・パー米ット（障がい者等用駐車場利用証）制度実施要綱の別表に掲げる対象となる区分のうち、区分1～4の障がい者については、一律に利用証の有効期間が発行の日から5年以内に設定されています。

車いす使用者用駐車区画については、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県他のように無期限（対象者としての基準に該当しなくなるまで）の利用証を発行することを要望します。

2 身体障害者相談員（ピア）と民生委員・児童委員との連携について

市町村が委嘱する「身体障害者相談員（ピア）」の配置については、未だ県内の配置数が少ない状況ではありますが、地域で暮らしている障害者にとって、身体障害者相談員（ピア）が障害者に寄り添う相談活動は、極めて重要です。

しかし、委嘱された「身体障害者相談員（ピア）」が各市町村から得られる障害者の情報（どこに、どのような障害をお持ちの方がいらっしゃるか。等）がほとんどなく、相談員の活動が制限されている状況です。

また、民生委員・児童委員には守秘義務が課されているため、「身体障害者相談員（ピア）」は、民生委員・児童委員から障害者の情報は得ることができませんが、民生委員・児童委員が訪問された身体障害者の方には「身体障害者相談員（ピア）」の存在と活動内容を伝え

ていただぐ等、互いに連携して活動ができるよう要望します。

3 長野県社会福祉総合センター（仮称）の早期建設を希望します。

県の福祉行政のシンボルであり、県的福祉団体が入居し活動の拠点としていた「長野県社会福祉総合センター（長野市若里）」が老朽化のため取り壊され、多くの団体が令和3年2月に「長野県長野保健福祉事務所」に移転しました。

県庁に近いという利点はありますが、県の一施設を間借りしている状況にあり、事務室が狭く、また、県下各地から参集し会議等を行うことが難しいなど、福祉団体の活動に制約が生じています。

元の施設と同様に、複数の会議室や講堂、駐車場等が設置され、県民が利用しやすい「長野県社会福祉総合センター（仮称）」を早期に建設していただきたいと要望します。

新たなセンターの建設は、県の福祉行政への積極的な姿勢を示すものになると思いますので、将来的な県のお考えをお示しいただければと存じます。

4 障害者福祉施策に係る予算の充実確保を要望します。

県では財源を十分確保され、財政状況により事業が後退しないよう福祉施策の実施をお願いします。

また、市町村に対しても、格差のない福祉サービスとするようご指導をお願いします。

7障第690号
令和7年（2025年）11月12日

社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会
理事長 塩原 敬治 様

長野県健康福祉部長

要望書への回答について

令和7年10月29日付けで提出いただいた要望書について、別紙のとおり回答いたします。

(問合せ先)
担当 障がい者支援課在宅支援係 小林
電話 026-235-7104（直通）
FAX 026-234-2369
Mail shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

要望項目及び回答	
1 信州パーキング・パーミット制度に係る利用証の有効期間について	
	<p><回答要旨></p> <p>現在、長野県では、利用証の有効期間を最長5年としており、他県の運用状況や課題等も情報収集しつつ、制度の適正な運用や公平性の観点を踏まえ、今後検討してまいります。 (地域福祉課)</p>
2 身体障害者相談員（ピア）と民生委員・児童委員との連携について	
	<p><回答要旨></p> <p>民生委員の主な活動は、地域における見守り活動であり、住民が福祉的支援を必要とする場合には、支援機関へ確実につなぐことが大切であることから、関係機関との連携は不可欠であると認識しています。</p> <p>一方で、住民への支援に当たっては、本人が支援を望んでいるか否かが重要であり、まずは、身体障害者相談員（ピア）の存在と役割を民生・児童委員が知ることが必要であると考えます。身体障害者相談員（ピア）の配置については、市町村民生委員担当課に対して案内することは可能です。 (地域福祉課)</p>
3 長野県社会福祉総合センター（仮称）の早期建設を希望について	
	<p><回答要旨></p> <p>移転により各団体との意思疎通がこれまで以上に円滑に行われる環境となり、県としても県内福祉の向上に向けた取組の連携を密にして進めてまいります。会議室等施設面で御不便をおかけしておりますが、日程等の調整をしていただき利用をお願いいたします。御要望の「長野県社会福祉総合センター（仮称）」については、各団体の活動状況等を踏まえた上で将来のあり方を今後検討してまいります。 (地域福祉課)</p>
4 障害者福祉施策に係る予算の充実確保について	
	<p><回答要旨></p> <p>高齢化等による社会保障関係費の増加により、国・県・市町村の財政事情は大変厳しい状況であり、人口減少下において、今後更に厳しさを増すことが見込まれております。</p> <p>このような状況において、障がいのある方が地域で安心して暮らしていくことができるよう、国の動向を注視しながら必要な予算の確保に努めるとともに、長野県障がい者プラン2024に掲げた各種施策について、着実に推進してまいります。</p> <p>また、県と対等な関係である市町村においても、障害福祉サービス等の必要な見込量や地域の実情を踏まえた障害福祉計画・障害児福祉計画を策定していますので、同計画に基づいて福祉サービスが提供されているものと認識しています。</p> <p>引き続き、市町村と連携して障がい福祉施策を推進してまいります。 (障がい者支援課)</p>